

# 補装具を作った場合の医療費の支給申請について

## 【補装具とは】

関節用装具、コルセット、小児弱視等の治療用眼鏡などの治療用装具のことをいいます。  
詳しくは加入されている健康保険組合等へお問い合わせください。

補装具を作った場合は、次の順番にしたがって手続きをすすめてください。

## 1. 加入している健康保険組合等から、健康保険適用分の支給を受ける。

### ① 加入している健康保険へ療養費の支給申請をする。

#### ★用意するもの

- ・領収書、明細書、医師の意見書など、医療費を支払ったときに受け取った書類一式 →A

提出する前に必ずコピーをとっておく

(後日、子ども医療助成申請時に提出するため)

- ・その他の必要書類等は、加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

### ② 療養費支給決定

支払った医療費のうち、健康保険の適用が受けられる分について7割または8割の医療費（治療用眼鏡は保険適用される金額に上限があります。）の支給を受ける。支給決定通知をもらう。 →B

## 2. 子育て支援課へ医療費助成の支給申請をする。

### ① 子育て支援課へ支給申請をする。

下記の必要書類を持参し、子育て支援課子育て支援担当の窓口で申請してください。

#### ★ご提出いただくもの

- ・子ども医療費助成金申請書（山梨市ホームページからダウンロード可）
- ・領収書、明細書、医師の意見書のコピー（原本がある場合は原本） ←A
- ・療養費の支給決定通知の原本（加入の健康保険組合等からもらう） ←B
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・子ども医療費助成金受給資格者証
- ・保護者名義の振込口座がわかるもの

### ② 医療助成費支給決定

健康保険適用分から、療養費（健康保険から支給された金額）を差し引いた金額が支給決定され、指定された口座に振り込みます。

なお、振込は、申請をされてから約2ヶ月かかります。

### 【お問合わせ先】

山梨市役所 子育て支援課 子育て支援担当

〒405-8501 山梨市小原西 843

電話 0553-22-1111 内線 1155・1156